

特定非営利活動法人コミュニサーあおもり 会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、特定非営利活動法人コミュニサーあおもり（以下「当法人」といいます。）と、当法人の会員との関係に適用します。

入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したものとみなします。

第1章 総則

第1条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条（会員の定義）

- 1 会員とは、正会員及び賛助会員をいいます。
- 2 正会員とは、当法人の目的および活動趣旨に賛同し、協力する意思のある、かつ当法人に入会を認められた個人並びに法人および団体をいいます。
- 3 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められた個人並びに法人および団体をいいます。

第2章 入会

第3条（入会の申込）

当法人に対する入会の申込みは、当法人が別に定める入会申込書を当法人に提出した上で、次条に定める年会費を払い込んで行うものとします。

第4条（年会費）

- 1 年会費は、次のように定めます。

一	正会員個人		5 0 0 0 円
二	賛助会員個人	一口	1 0 0 0 円
三	正会員団体		2 万 0 0 0 0 円
四	賛助会員団体	一口	1 万 0 0 0 0 円
- 2 年会費の納付方法は、理事長が別に定める金融機関の口座への振込みとします。なお、入会金の納付に要する銀行振込の手数料は、入会を希望する者の負担とします。

第5条（入会の承認）

入会は、第3条に定める入会の申込みに対して、理事長が入会申込書の記載を確認した上で、年会費の入金を確認したときに承認します。ただし、次条に該当する場合はこの限りではありません。

第6条（入会申込の拒絶）

- 1 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
 - 一 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
 - 二 入会申込者がかつて除名されたものであった場合
 - 三 初年度年会費が未納な場合
 - 四 当法人の目的および趣旨に合わないと思われた場合
 - 五 その他、当法人が会員として不適当と判断した場合
- 2 前項の場合には、理事長は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知することとします。

第3章 会員の資格・権利

第7条（会員資格の有効期限）

- 1 会員資格の有効期間の起算日は、当法人が入会申込書の記載を確認し、かつ入金の確認ができた日とします。
- 2 会員の有効期限は、次のように定めます。
 - 一 毎年4月1日から9月30日まで入会した方は前期会員とし、有効期限は翌年3月31日までとします。
 - 二 毎年10月1日から翌年3月31日まで入会した方は後期会員とし、有効期限は翌年9月30日までとします。

第8条（会員の権利）

- 1 正会員には総会での議決権があります。一個人、一団体につきそれぞれ1議決権とします。
- 2 賛助会員には総会での議決権がありません。ただし、参考意見は述べることができます。
- 3 会員は、別に理事会が定める会員特典を受けることができます。

第9条（個人会員の資格継承）

個人の資格で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第10条（団体会員の資格継承）

団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。

第 11 条 (会員情報の変更)

- 1 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
- 2 会員が前項の変更通知を怠ったことによって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人がその責任を負わないものとします。

第 4 章 会員の資格喪失

第 12 条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格が喪失されます。

- 一 退会届の提出をしたとき
- 二 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- 三 継続して1年以上の年会費を滞納したとき
- 四 除名されたとき

第 13 条 (除名)

- 1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができます。
 - 一 当法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき
 - 二 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
 - 三 個人情報に関する事項について、活動内外において、口外した場合
 - 四 この会員規約に違反した場合
 - 五 その他、当法人が会員として不相当と判断した場合
- 2 除名の決定は当法人の理事会で議決され、当該会員には書面にて通知するものとします。ただし、当該会員には議決する前に弁明する機会が与えられます。
- 3 除名の効力は、前項の通知に指定された日時に生じるものとします。
- 4 第1項の規程により、会員資格を除名された場合、一度払い込まれた年会費の変換は受けられません。

第 14 条 (会員資格の更新)

- 1 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
- 2 会員資格は、会員から当法人に会員有効期間満了の1か月前までに退会届を提出しない限り、会員資格を更新したものとします。
- 3 会員資格は、当法人の定める方法による年会費の払込みがない場合には失効するものとします。
- 4 一度払い込まれた年会費の変換は受けられません。

第 15 条（退会）

- 1 会員が退会を希望する場合は、当法人に対し退会届を提出しなければならないこととします。
- 2 退会に際し、年会費等の払い戻しは一切行いません。

第 5 章 その他

第 16 条（損害賠償）

- 1 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
- 2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規程は継続されます。

第 17 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第 18 条（管轄）

本規約に関する一切の紛争は、青森地方裁判所をもって第 1 審管轄裁判所とします。

〈附則〉本規約は 2015 年 9 月 1 日より施行する。